

安倍政権の「女性の活躍推進」で男女平等は進むのか!?

安倍首相は2013年9月にニューヨーク証券取引所で女性の能力活用のため待機児童の解消を言い、国連総会の一般演説では女性の労働機会、活動の場の充実は今や焦眉の課題と語るなど、海外で女性活用を謳い、今や連日女性、女性と言っているが胡散臭い。

2014年6月24日閣議決定された骨太方針で「女性の更なる活躍促進」を掲げ、学童保育の充実と子育て支援員、女性登用を促進する環境整備（有価証券報告書における役員の女性比率の義務づけ）、女性就労に中立的な税・社会保障制度の実現をあげている。同時に「働き方の改革」で「時間ではなく成果で評価される制度への改革」「多様な正社員の普及・拡大」をあげ、「外国人材の活用」では「特区における家事支援人材の受入れ」も掲げている。

これで日本のジェンダー平等度はアップするのだろうか。今働く女性の57.5%は非正規雇用である。2千万人を超える非正規雇用の67.8%が女性だ(2014年3月)。骨太の方針には

「平等」になるのは誰なの?



連日の炎天下の中で「集団的自衛権」反対の取り組み。

(7月13~15日)

スタンダード労組

一時金(ボーナス)職種間差別裁判 高裁判決出る

概ね一審判決「不誠実団交、原告組合員個人に慰謝料支払い」を維持
7月23日(水)午後1時10分からの東京高裁判決は、組合の主たる請求である、「労使慣行に従い同月率一時金を支給せよ、格差回答は学歴差別であり均等待遇違反である」、を却下するという受け入れがたい判決でした。

しかし、会社が格差支給の根拠にした「TRサーベイ」については十分な精度を有していないと断罪、会社側の「不誠実団交ではない」という主張についても、根拠がないとして却下しました。

判決は、地裁判決の「予備的請求(慰謝料)を認め、原告一律十五万円の損害賠償の支払いを命令」を維持しつつも、会社側指摘により定年退職者を除外・減額するものとなりました。

しかし、一審判決よりも踏み込んで不誠実の具体例を挙げた点で今後の労使交渉で有効に機能するものであり、弁護団からは「団体交渉権の権利が組合員個人にも通じる(労働組合への不利益は組合員への不利益として個人への慰謝料支払い命令)」は、これまでになかった画期的なものであり、法理が確保された点は法曹界でも注目されていると報告されました。



これで男女平等が進むわけがない。人らしく働ける職場と賃金が必要だ。

(竹内)

非正規の女性の賃金・労働条件の向上につながる施策は何もない。この秋の臨時国会にまたぞろ生涯派遣に道を開く派遣法改悪案の再上程を狙っている。派遣法の大改悪が通れば、女性の非正規化はさらに進む。有価証券報告書に明記してほしいのは男女別の従業員数、管理職数、平均賃金だ。

「時間ではなく成果で評価される新たな労働時間制度」は、第一次安倍内閣時に残業代ゼロ&過労死促進法だと大きな反対に引つ込めたホワイトカラーエグゼンプション(WE)に他ならない。対象は年収1千万円以上の労働者で本人同意というが、財界は400万円台にしる、労働者の10%に適用をと主張し、国会答弁で厚労大臣は「私の在任中は変えない」、首相は「経済は水ものですから」と答えている。1千万円

など何の歯止めにもならない。チームワークやら協調性が問われる日本の職場で「今日は成果をあげたから私は早く帰ります」などあるだろうか、「余裕がありそうだからこれもやって」と仕事が増えかねない。そもそも成果はどんな基準で誰が評価するのが問題だ。何より肝心の働き過ぎの防止のための取組強化の具体策がない。男性の長時間労働をなくすため、1日の総労働時間の規制や次の労働までのインターバルの規制(EUは11時間)こそが今必要なのだ。

「特区での外国人家事支援人の受入れ」は外国人労働者の権利保証の問題はさておき、そもそも特区では家事・育児は人に任せて、女も今の男並みに働けと言ふことだ。安倍政権がいう活躍する女性とは結局一握りの女性たちを意思決定の場に参加させ、長時間労働の男性との競争を迫り、残りの大多数は今まで通り安く働け、良くても限定正社員でと言ふものに他ならない。これで男女平等が進むわけがない。人らしく働ける職場と賃金が必要だ。

連帯する夕べ 女性委員会も奮闘！

8月1日、品川きゅりあんで、中部全労協が中心となり、第36回連帯する夕べが開催された。女性委員会もこの取り組みに賛同し、共催団体として少しは盛り上げに貢献できたと思いました。



新たな展開 厚労省交渉を行う

NTT木下職業病闘争支援共闘会議 電電公社（現NTT）に交換手として働いていた木下孝子さんが職業病（頸肩腕障害）を発症、治療中に不当解雇をうけ、6月19日で33年が経過しています。

7月22日には、参議院議員会館において厚労省交渉が行われました。厚労省側3名に対し、私たちは福島みずほ参議院議員と秘書をはじめとし、



全労協・労働法制プロジェクトで宣伝行動（7月29日）

お気に入り

私の家には、半分野良猫の黒ねこが出入りをしています。もう5年くらいになるのでしょうか、ひょっこり家に上がりこみ、ご飯を食べ、触ってほしいときのみ、近寄ってきます。

飽きるとテーブルの下へ、野良猫の習性でしょうか、どんなになついたと思っても、けっして抱き上げることが出来ません。

絨毯の上に爪を立てて、ひっしにしがみついています。無理強いしなければ、何時間でもテーブルの下で寝ています。

おもちゃで遊ぶこともせず、袋や音のする物を怖がり、およそ飼い猫にはなれないのですが、愛くるしい目とソックスを履いているような、足先の白さに家族中がはまっています。

家族が顔を合わせたときに最初に出てくる言葉が「くろ、来た？」です。おはようでも、おかえりなさいでもなく。小さい花壇が猫よしのトイレ、教えたわけでもないのに、毎回トイレとして使っています。

コンクリートだらけの街では、トイレ探しも大変です。ご近所に嫌われないように、ちゃんとトイレとして使ってもらえるように草取りをして。野良猫の寿命は短いと言われています。

あと何年私たちに安らぎを与えてくれるのでしょうか？

このかわりを大事にしていきたいと思っています。

国労 加藤照代



全労協・中岡事務局長、共闘会議、東京労組を中心に14名のメンバーで交渉に臨みました。冒頭にこれまで皆様に頂いた1080団体の署名を提出し、厚労省側から事前に提出していた6項目の要請（電電公社の企業内認定の矛盾、当時の国会での議論をどう捉えていたか、頸肩腕障害の多発の原因、業務上・外の認定結果、プロジェクト答申について、当時の業務上の認定基準から外れた人の救済）の回答を受けました。



厚労省側は、認定制度について法律に基づき金銭的余裕がある企業に補償を求めたものと回答。私たちは、補償はわかるが認定のあり方について、加害者が被害者を認定するという制度は何に基づくものかと追及。省側は法律に基づきを繰り返すばかり。他の項目に関して通し一片の回答で、当時の劣悪な職場の状況、長年の苦しみに理解を示すものではありませんでした。私たちは、国策上のゆがみが問題の発端、なぜ見逃してきたのか、指導し

てきたというのであれば、国の指導責任ではないかと省側を追及。交渉団の気迫に満ちた追及に厚労省側もたじろじ。あらためて総務省を交えた交渉を持ち直すことを確認して、90分間の交渉を終了しました。この交渉を新たなスタートし、争議の解決を目指します。今後とも重ねてのご支援をよろしくお願ひします。（木下 孝子）

女性委員会通信200号発行記念CDができました

1991年12月に通信第一号を発行してから22年余、ついに200号を迎え、記念にこれまで発行した通信をデータ化し、CDに収めました。通信をさかのぼってみてみると時代を様々に映していることが分かります。

各組合や女性部にもこれからお届けします。

見てみたいと希望される方は全労協事務局・岩野さんまでご連絡ください。

TEL 03-5403-1650（全労協）

